

障害者等相談支援コーディネーター事業受託事業者募集要項

本県の相談支援体制及び療育体制、医療的ケア児等に対する支援体制（以下「相談支援体制等」という。）の構築及び充実を図るため、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）内の市町間及び圏域間の相談支援体制等の連携・調整や、市町・相談支援事業への後方支援を行う業務に従事する圏域コーディネーターとして活動する事業を受託する法人を募集する。

1 応募資格 下記の要件すべてに当てはまる法人

- ① 障害者総合支援法に基づき兵庫県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した指定一般相談支援事業所または当該圏域内の市町長が指定した指定特定相談支援事業所（いずれも応募時点で指定申請中である者を含む）（以下「指定相談支援事業所」という）を運営する法人であること。
- ② 応募前1年以内に障害者総合支援法又は他の法律による改善勧告・改善命令・指定取消等の行政処分を受けていない法人であること。
- ③ 担当する圏域内の市町及び相談支援関係者あるいは、他の障害者等相談支援コーディネーター事業受託事業者等と連携し、本県の相談支援体制等の構築・充実に向け、適切に事業を運営する能力を有する法人であること。
- ④ 兵庫県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと
- ⑤ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

2 募集法人数 9法人

阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路の圏域ごとに募集

3 委託期間 委託した日から令和8年3月31日まで

（当該事業が継続する場合、令和10年3月31日まで延長予定）

4 委託業務等 相談支援専門員が、圏域コーディネーターとして以下の業務を行う。

- ① 圏域内の市町間及び圏域間の相談支援体制等の連携・調整
 - ・保健・医療・福祉・教育・労働・交通等に関する社会資源を共有する圏域内の市町間及び圏域間の相談支援体制等の連携・調整
 - ・県が設置する圏域自立支援協議会、兵庫県障害者自立支援連絡協議会への参画
- ② 市町相談支援体制の後方支援
 - ・市町等の相談支援体制等（地域自立支援協議会、基幹相談支援センター等機能強化事業、成年後見制度利用支援事業、障害者虐待防止対策支援事業等）の構築・運営に必要な助言・指導及び情報提供（各協議会には年1回以上参加）
 - ・市町職員・相談支援従事者・療育従事者等の資質向上を図るための研修事業（年1回以上実施）

- ③ 上記のほか、本県の相談支援体制等の構築・充実に資する業務
- ・必要に応じ、相談支援従事者初任者研修・現任研修等の内容検討への参画（相談支援従事者指導者養成研修（国研修）への参加を含む）
 - ・障害者基本法第11条第2項に基づく県障害者計画及び障害者総合支援法第89条第1項に基づく県障害福祉計画の改定に当たっての助言・指導
 - ・その他、必要と認められる業務

【圏域コーディネーターとしての活動】

(1) 活動要件

受託法人が運営する指定相談支援事業所における次の要件を満たす相談支援専門員を圏域コーディネーターとし、上記業務を行わせるものとする。

- ・障害者支援に関する知識や資格等を有し、相談支援従事者現任研修を修了済、又はそれに相当する期間、相談支援業務に従事した経験を有する者であること。
- ・医療的ケア児等コーディネーター研修修了者（修了予定者含む）であること

(2) 活動に対する協力

圏域コーディネーターの活動が円滑に実施できるよう、受託法人の従業者（受託法人が運営する指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定相談支援事業所の従業者を含む）及び職員は、圏域コーディネーター不在時や緊急時の対応、研修事業実施の協力を行うこと。

【留意事項】

(1) 事業の経理区分

- ・事業に係る経理と他事業に係る経理を明確に区分すること。

(2) 事業計画及び実施結果の報告等

- ・県、圏域自立支援協議会及び兵庫県障害者自立支援連絡協議会に対して、事業計画及び実施結果を毎年度報告すること。
- ・受託法人及び県で構成する連絡調整会議を年2回以上開催し、各圏域における事業の実施状況を相互に把握するとともに、必要な協議及び調整を行うこと。

(3) その他

- ・本事業の実施にあたっては、障害者（児）及びその家族の人格を尊重して行うとともに、事業実施上で知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ・事業の広域性・中立性・公平性を確保できるよう、常に自己点検に努めること。
- ・委託期間内でも、応募資格を満たさなくなったとき、または、適切な業務執行が困難であると認められる場合は、契約を解除する場合がある。
- ・障害保健福祉圏域の統廃合等が行われた場合は、圏域ごとに委託し実施という本事業の前提を鑑み、該当圏域での事業実施につき関係者で協議を行う。

5 委託予定額 4,510,080 円

- * 圏域コーディネーターの人件費（社会保険料等含む）・活動経費
- * 上記のほか、事業遂行に必要であると知事が認めた経費
- * 前金払い可

- (1) 令和7年度当初予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施せず、契約を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と選定事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。
- (2) 令和8年度以降の事業費は、予算措置状況を踏まえて年度ごとに決定することとし、予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施しない。予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。
- (3) 契約保証金については、兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社の履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合、または同条第3号^{*}に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

〔^{*} 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。〕

6 募集期間 令和7年2月28日（金）～3月12日（水）17時まで<必着>

7 応募方法 応募期間内に、(1)の応募書類を(2)の応募先まで郵送又は持参のこと。

(1) 応募書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 収支予算書（様式2）
- ③ 圏域コーディネーター配置予定者の履歴書（様式3）
- ④ 添付書類
 - ・法人が運営する指定相談支援事業所の指定通知書（又は指定申請書）の写し
 - ・法人の定款または寄付行為の写し
 - ・役員名簿
 - ・組織図
 - ・財務状況に関する資料（損益計算書、貸借対照表など）
 - ・令和5年度決算報告書及び事業実績書
 - ・令和7年度収支予算書及び事業計画書
 - ・兵庫県税に滞納のない証明
（納税証明書（3）又は課税実績がない旨の申出・誓約書）

(2) 応募先

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 平入

住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 県庁 1 号館 3 階

電話：(078) 341-7711 (内線 2962)

(3) 費用負担

応募書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

8 選考基準等

(1) 選考基準

- ① 圏域コーディネーター配置予定者の相談支援に係る知識（資格）・実務経験等
- ② 法人運営の安定性、当該事業に係る法人内におけるバックアップ体制
- ③ 圏域内の相談支援体制等に係る広域性・中立性・公平性の確保に向けた法人の取組方針

(2) 選考方法

- ① 選考にあたっては、圏域自立支援協議会・市町の意見を聴くものとする。
- ② 圏域自立支援協議会・市町の意見を踏まえて、兵庫県福祉部障害福祉課内に設置する審査会において選考する。

(3) その他

受託法人の選考については、この募集要項の規定によるほか、別途要領で定める。